

新発田市手話言語の普及等に関する条例

私たちにとって言語は、互いの意思や感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものである。

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、互いの気持ちを理解し合い、心豊かな社会生活を営むために欠かせない言語として、手話を大切に育んできた。

しかし、過去には全国のろう学校で手話の使用が事実上禁止されるなど、社会の手話に対する理解の乏しさから、手話を言語として使用する環境が十分に整えられてこなかった歴史があり、ろう者は、これまで多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。

こうした中、平成18年（2006年）に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、国際的に手話が言語であることが認められた。我が国においても、平成23年に障害者基本法（昭和45年法律第84号）を改正し、平成26年に同条約を批准したことにより、手話が言語として明確に位置付けられることとなった。

新発田市においては、平成9年から手話奉仕員の派遣や育成をはじめとする意思疎通の支援に関する事業を開始し、ろう者等（ろう者、難聴者及び中途失聴者をいう。以下同じ。）の社会参加が円滑に図られるよう取組を進めてきた。また、市民活動においては、手話サークルの設立などにより手話の普及活動が行われてきたが、いまだ地域社会の中で手話やろう者への理解の広がりを実感できる状況には至っていない。

このような状況から、市民一人ひとりが手話やろう者等への理解を深め、聴覚障害等の有無にかかわらず、市民誰もが意思の疎通ができるよう、手話の普及等に関する取組をより一層進める必要がある。

新発田市は、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての市民が地域で支え合い、互いの個性と人格を尊重し合い共に生きることができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及並びにろう者等への理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、全ての市民が互いの個性と人格を尊重し合い共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話 日本語とは異なる文法体系を有し、手指の形や動き、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化等により視覚的に表現する言語である「日本手話」及び日本語を手指や身体等の動きを使い表現し、口形とともに視覚的に表現する言語である「日本語対应手話」をいう。
- (2) ろう者 日本手話を第一言語として、日常生活又は社会生活を営む上で、日本手話を主なコミュニケーション手段として用いている耳の聞こえない者をいう。
- (3) 難聴者及び中途失聴者 日本語を第一言語として、日常生活又は社会生活を営む上で、コミュニケーション手段として日本語対应手話等を用いている耳の聞こえにくい又は聞こえない者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解及び手話の普及並びにろう者等への理解の促進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 手話は言語であり、ろう者等が豊かな生活、人間関係等を築くために必要な言語として大切に育んできたものであるという認識に基づくこと。

(2) ろう者等は手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、ろう者等が社会生活の中で円滑に意思疎通を行うことができるよう手話を普及するために必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、手話及びろう者等に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者等が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者等が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(方針の策定)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話を用いた情報の発信及び取得に関する施策

(3) 手話を用いた意思疎通の支援に関する施策

(4) 手話通訳を可能とする意思疎通支援者の確保及び資質向上に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に規定する方針の策定に当たっては、障害者の福祉に関する施策等との整合を図るとともに、ろう者等その他の関係者の意見を聴く機会の確保に努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、ろう者等及び手話を使用する者並びに新潟県その他の関係機関

等と協力し、市民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(市民及び事業者への情報提供)

第9条 市は、ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するために市民や事業者が行う取組に対し、情報の提供を行うよう努めるものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第10条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者等が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第11条 市は、要約筆記その他の多様なコミュニケーション手段の利用を推進し、ろう者等の特性に応じた円滑な意思疎通の支援に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。